平成２３年（フ）第１８２２０号
東京都江東区豊洲４丁目10―４―1005
破産者　仲田　　強
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４７４号
東京都杉並区高円寺南２丁目54―７―102
破産者　神宮　浩二
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３１号
東京都世田谷区北烏山６丁目22―５
破産者　荒木　信一
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３３号
千葉県千葉市緑区平山町1926―151
破産者　畑　　昌弘
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５号
東京都八王子市山田町1674―24
破産者　園池　一生
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３８号
神奈川県川崎市幸区塚越３丁目397―６１―Ａ
破産者　井上　美香
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８号
東京都渋谷区笹塚２丁目15―９―106
破産者　黒木歯科医院こと　黒木　元広
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５１号
東京都足立区東和１丁目14―16―101
破産者　及川　静男
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５２号
東京都北区赤羽西６丁目10―４　大竹方
破産者　菊池　悦子
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７５号
東京都中野区沼袋３丁目11―19―307
破産者　佐藤　文代（旧姓黒澤）
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９４号
東京都青梅市東青梅２丁目19―８―105
破産者　川端　正則
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２０２号
東京都国立市東３丁目８―16―301
破産者　大櫛　文俊
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２２５号
東京都江戸川区北小岩８丁目８―17―102
破産者　横山佐保子
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２５２号
東京都西東京市向台町５丁目４―１―228
破産者　酒井　　馨
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２７３号
東京都足立区青井３丁目４―12―206
破産者　渡部　静香
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２７５号
埼玉県新座市東２―９―５　プリメーロ101、住民票上の住所埼玉県朝霞市三原１丁目12―22
破産者　塚本　　治
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２７７号
東京都江戸川区篠崎町６丁目22―７―２―112　内山方
破産者　福井　達生
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３１２号
神奈川県相模原市南区南台１丁目７―８―203
破産者　芦谷　侑李
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５０号
東京都練馬区田柄３丁目２―５
破産者　目崎　史子
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８３号
東京都稲城市東長沼151―２―103
破産者　堂園　　誠
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４０３号
東京都中央区入船３丁目３―12―２Ｆ
破産者　窪田　　清
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４０４号
東京都中央区入船３丁目３―12―２Ｆ
破産者　窪田　明子
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部